

長野県出資団体等外郭団体「改革基本方針」の一部改訂（案）に係る
パブリックコメントの結果について

1 募集期間

平成 25 年 1 月 17 日（木）から平成 25 年 2 月 4 日（月）まで

2 提出件数

計 13 件（全体：1件 林業公社：9件 観光協会：2件 住宅供給公社：1件）

3 いただいた御意見の内容と県の考え方

全体		
番号	御意見の内容	県の考え方
1	県の外郭団体は、県の行政を担う存在であるので、県が自ら主導して各団体の改革を進めていただきたい。	効率的・効果的な行政サービスの実施や県民益向上の観点から、県として外郭団体の改革に引き続き取り組んでまいります。
(社)長野県林業公社		
番号	御意見の内容	県の考え方
2	<p>本公社の廃止・存続を含めた「あり方」について、これまでも本県行政改革で検討されてきており、平成 16 年には「廃止」、平成 20 年には「経営改善を図り存続」と、契約者である森林所有者不在の中の議論で行政に大きく左右され、その都度混乱を招いている。当組織の廃止、或いは県行政への統合によって、分収林経営の方針に動揺が生じ、投資の緊縮によって森林資源荒廃に転じることも危惧される。このことは公益的機能の高度発揮を当制度の所期の目的として進めてきた側面からも、これら環境面等に極めて大きな影響を与え、将来に負の遺産を遺し兼ねない。</p> <p>改革基本方針では、本公社について来年度、専門委員会により「廃止を行った場合の詳細な検討を行う」となっているが、所有者不在の廃止ありきの検討は問題がある。</p> <p>県民負担を少しでも少なくするには、国の支援を求めつつ、質の高い経営計画の樹立によって公社の経営改善を図ることで債務を削減する方向が望ましい。</p>	<p>林業公社のあり方については、平成 25 年度に専門委員会を設置し、実際に廃止するとした場合の詳細な検討を実施することとしています。廃止ありきで議論が行われるということではありません。</p> <p>林業公社の森林育成・管理については、森林の公益的機能の維持・向上に大きく寄与しているものと認識しており、県としても、今後も適切に森林整備を行うことが必要であると考えております。</p> <p>ご指摘の経営計画については、現行の「経営改善集中実施プラン」が本年度で終了するため、新たな計画を策定し、専門委員会による検討結果にかかわらず、経営改善に取り組むこととしています。</p>

3	<p>林業公社の分収林について、公社の経営状況が悪いからといって分収割合を変更するとか、公社を廃止するとか、地権者の権利を議論することなく、県が一方的に行うのは、あまりに身勝手なことではないか。</p> <p>地権者は現状では借地代も得ていない。</p> <p>廃止や分収割合の変更の前に、全ての分収林を清算して、地権者に分収金を支払うのが筋道で、地権者にとってみれば詐欺にあったようなものである。</p>	<p>林業公社と森林所有者の分収割合の見直しについては、森林所有者の理解を得ながら進めることが必要と考えています。</p> <p>また、平成 25 年度に設置する専門委員会においては、森林所有者の権利など契約上の課題も含め、今後のあり方について議論していただくこととしています。</p>
4	<p>世界中で発生している異常気象を緩和し、きれいな水、きれいな空気を供給しているのも森林です。山地災害の防止にも森林の手入れが欠かせません。地域の自然を守り、災害から地域を守ることが県の責任と考えます。県で買い取って県有林にするのであればともかく、このまま放置すれば災害の元を作るようなものです。山を守り抜く必要を強く感じております。それが長野県林業公社の役目ではないでしょうか。</p>	<p>県では「森林づくり推進指針」を定め、みんなの暮らしを守る森林づくりを目指しており森林保全の大切さをご意見のとおりと考えます。</p> <p>こうした中で、林業公社は、健全な森林を育成・管理し、地域の森林整備において重要な役割を担っているものと認識していますが、公社のあり方の検討においては、県民負担の観点からも、現行の方式が最適かどうかという検討を行うことが必要と考えております。</p>
5	<p>分収率は、木材価格と諸費用によって変動あつて当然ですが、手入れできずに放置した山林は、将来に禍根を残すことになります。</p> <p>緑豊かな国土を未来に残すことにより、日本国産木材の有効活用に資するためには、山林所有者の意識を含めて損得なしで分収造林制度を推進することが肝要と思います。</p>	<p>分収方式により森林整備を行い、早期の森林再生が可能となったことなど、林業公社の果たして来た役割は大きなものがあると認識しています。</p> <p>林業公社が果たしてきた役割も十分踏まえた上で、平成 25 年度に専門委員会を設置し、公社の今後のあり方を検討してまいります。</p>
6	<p>林業公社は、現在に至る時点で様々な見直しが見られた経緯はあるものの、抜本的な解決策が見出されていない状況にある。</p> <p>しかしながら、森林所有者に代わり造林、育林を行い荒廃した森林の維持と健全化並び多面的機能の増進に寄与した功績には多大なものがある。</p> <p>また、公社の経営難については理解を示すにしても、森林所有者等としては、当面契約解除等具体的措置に踏み込んだ手続きについて簡単に同意をすることは極めて困難な状況下にあると言わざるを得ない。</p>	<p>分収方式により森林整備を行い、早期の森林再生が可能となったことなど、林業公社の果たして来た役割は大きなものがあると認識しています。</p> <p>林業公社が果たしてきた役割も十分踏まえた上で、平成 25 年度に専門委員会を設置し、廃止した他県の事例(廃止のプロセスや結果(メリット・デメリット))を十分に考慮した議論を行っていただくよう努めます。</p>

	<p>ただし、他県の事例等を精査検討する中で、最良の解決策が見出されることを望むが、いずれにしても、存続と解散の長所、短所を十分考慮しての検討が行われる必要があると思慮される。</p>	
7	<p>林業公社は、分収造林地と分収育林地の管理をしています。</p> <p>これらの山林は公社と長期契約をし、伐採することにより収益を分けることになっていますが、伐採できる木になるまでは期間を要します。</p> <p>現在は植林木の生長期であり、手入れが必要な時期で、近年は二ホンジカ等による獣害被害も発生して防除対策も必要となっています。</p> <p>当面は山林の手入れ、獣害対策を実施し、伐採に向けた作業道等の条件整備をしつつ成林状況を見守り、伐採時期が来たら順次売却し、その収益状況を見ながら林業公社のあり方を検討すればいいと思います。</p>	<p>林業公社の事業原資は、国・県からの造林補助金、県からの借入金、日本政策金融公庫からの借入金により賄われていますが、木材価格の低迷により収入が落ち込む場合は、借入金の返済が大きな負担となり、これはすなわち県民の負担増につながるため、現時点で廃止を含めたあり方の検討を行い、県民負担を最小化する必要があると考えています。</p>
8	<p>「廃止」するか「存続」するかの二者択一となる、とありますが、</p> <p>廃止の場合、分収造林の契約をしている森林所有者への負担がどのようになるか心配です。</p> <p>存続の場合、官行造林のように収益が上がらないため精算時に立木を伐採せず、国の持ち分について国の規定等にさだめられた方法により算定評価した代金を支払い契約満了にするといわれても困ります。</p> <p>以上の件についてはどのようになるのでしょうか心配です。</p>	<p>平成 25 年度に専門委員会を設置し、林業公社のあり方の検討を行うこととしていますが、廃止・存続いずれの方向を出すとしても、森林所有者にご負担を強いることがないように、御理解をいただきながら、今後の森林管理・育成を実施してまいりたいと考えております。</p>
9	<p>私の区では、「共有山林管理委員会」の組織に加わり地区上流の山林の管理をしています。</p> <p>荒廃した山林を本来の姿に戻そうと、1981年に公社と分収林契約をし、200ヘクタールの内100ヘクタールほど植林を行い、ようやく水源の機能を果たせる山林に育っています。</p> <p>区で200ヘクタールの山林の管理、100ヘクタールの植林を実施することは不可能です。管理する費用がないので公社にお願いして植林し、管理をしていただいております。</p> <p>「採算が取れないので契約を解除します」との</p>	<p>仮に林業公社を廃止するとしても、森林所有者との契約を破棄することは現実的ではなく、分収林の育成・管理については県が責任を持って対応する必要があると考えております。</p>

	改善策は理解できません。植林・保育の費用が無いからお願いをしたのです。植林した木が生長して次の世代に引き継げるまで、契約の満了まで責任をもって管理をお願いします。	
10	<p>林業公社は必要と思います。</p> <p>林業公社は借入金ばかりが目立っていますが、林業という業はそもそも投資して回収するまでの期間が非常に長いサイクルを要します。木を植えてから伐るまでの間は収入がゼロです。木が大きくなってようやく価値が出て、木を売って収益が生まれるという特殊な形態で、50年100年かけて結果が出る超長期的な業です。</p> <p>林業公社は所有者が管理しにくい奥地の民有林を整備して来ましたが、誰かが森林の整備をしていかなければならず、そのためにも公的な機関としての団体は必要だと思います。</p> <p>全国の林業公社でも同じような動きが出ていますが、廃止や解散した後も結果的には誰かが森林整備を行っていかなくてはならず、その辺りもぜひ考えて欲しいと思います。</p>	公的な機関が森林整備を行うことの必要性はご指摘のとおりと認識しており、分収林の育成・管理については県が責任を持って対応する必要があると考えております。
(社)長野県観光協会		
番号	御意見の内容	県の考え方
11	<p>観光協会の見直しは監査人の指摘にあるように、県とのすみわけをはっきりすべき。</p> <p>県が観光部を立ち上げた時点から現在実施している取組が前のめりで市町村（観光地）がお付き合いさせられているような（事業効果度外視）例が多い。県職員60人態勢にも驚いたが、素人行政が陥りがちな組織があるから事業をするという最悪な状況を回避すべきで、毎年の職員人件費は相当なものと思われる。そういう意味でも団体からめて早急に県の観光行政を見直すべきだ。</p>	<p>県と協会では平成25年度中に観光行政におけるそれぞれの役割分担を整理することとしています。</p> <p>ご指摘の点も踏まえ、観光行政のあり方について検討を行ってまいります。</p>
12	<p>「本委員会は、「観光(産業・ビジネス)は、基本的に民間事業者が展開するもの」との考えに立つ。」との意見には賛成。</p> <p>「現在、当該協会は「観光のプロモート(促進)役」としながらも、ネット予約やグッズ販売等の業務</p>	・公表している「検討結果」の(3)他機関(機能)に移管した場合の効果と課題に記載があるとおり、協会は観光(業)に関する様々な専門性や企画とその実現力をアップし、市町村や民間事業者を支援し、そ

<p>等の遂行にとどまり、協会が自らを非営利組織と位置づけ、収益事業に積極的に取り組んでいないことを疑問視する。こうした業務は、乱立している民間の観光事業者（への委託）で十分、対応可能である。」については何を言いたいのか意味不明でわからない。一般社団法人への移行を示している時期でもありこの時点での判断は適切でない。</p> <p>「本委員会が最も課題視したのは、現在、本庁観光部は61人体制で、うち24人が企画&振興に携わり、当該協会が担うはずのプロモート機能について、本庁と協会との役割分担が明確でないことである。」との意見であるが、そもそも公社・公団というものは行政が行えないことをカバーしているのであって相互が補完しあい施策を推進すべきもの。この意見は妥当でない。</p> <p>「真に当該協会を観光の牽引役とするには、2~3年間、外部の観光業の専門家を入れて組織全体で実務を学ばせ、プロジェクトを企画し推進するコンサルティングやアドバイスができる人材の育成が急務の対応である。」とあるが、協会では既に実施しているとのこと。検討委員会ではしっかりと調べた上での報告か疑問。</p>	<p>の対価としてアドバイザー料を得ることが望ましいとされており、委員会の議論は、そういった観点から収益事業に取り組むべきとのご意見であると受け止めております。</p> <p>・県と協会が相互に補完し合い施策を推進する必要性はご指摘のとおりですが、相互補完の中でも役割分担を明確にすることは必要と考えます。</p> <p>・外部の専門家を入れて実務を学ばせるべきという委員会の提言は、既に外部人材を活用していることを認識した上で、「更に」積極的に取り組むべきとのご意見であると受け止めております。</p>
--	--

(特)長野県住宅供給公社

番号	御意見の内容	県の考え方
13	<p>「今後は新規の分譲事業や賃貸住宅建設事業を廃止し・・・」の箇所について、</p> <p>既存の分譲事業の存続のあり方・資産の運用、分譲事業の清算の方法、その期限に踏み込んでいただきたいと思えます。</p> <p>(公社の体質の再検討をお願いします)</p> <p>公社既存の団地について状況の報告と改善の方法を提案してきましたが、対応がされていません。</p> <p>また、未分譲地の管理能力や販売等の努力が見られず、このような体質の団体に県税をつぎ込むことに懸念を覚えます。</p>	<p>住宅供給公社では、平成24年を初年度とする中期経営計画を策定し、宅地分譲事業の今後の販売計画等について定めていますが、ご指摘の点も踏まえ、県としてもより具体的な取組みがなされるよう、要請してまいります。</p> <p>また、未分譲地の適正な管理に努めるよう公社あてに要請するとともに、県として必要な指導・監督を行ってまいります。</p>